安定供給確保支援基金事業費助成金交付規程

2023 年 3 月 30 日 2022 年度規程第 69 号

- 一部改正 2024 年 3 月 29 日 2023 年度規程第 46 号
- 一部改正 2025年3月31日2024年度規程第56号
- 一部改正 2025年9月30日2025年度規程第31号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号。以下「機構法」という。)第15条第15号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が行う経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第42条第1項に規定する安定供給確保支援業務(同条第2項の規定による指定に係るものに限る。)として同法第10条第1項に規定する認定供給確保事業者が認定供給確保事業(同法第11条第1項に規定する認定供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。)を行うために必要な資金に充てるための助成金(以下「助成金」という。)の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成15年経済産業省令第120号)、安定供給確保支援基金補助金交付要綱(20230307財官第1号)、安定供給確保支援基金補助金実施要領(20230307財官第1号)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書(15度新エネ総第1001004号)、安定供給確保支援基金事業の実施に関する規程(2022年度規程第58号)及び安定供給確保支援基金の管理及び運用に関する機構達(2022年度機構達第20号)に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この規程で「助成事業」とは、経済安全保障推進法第9条第1項の規定により経済産業大臣(以下「大臣」という。)から認定(同法第10条第1項による変更の認定を含む。)を受けた認定供給確保計画であって、同法第9条第6項の規定により大臣から機構に通知(同法第10条第3項において準用する同法第9条第6項の規定による通知を含む。)があったもの(以下単に「認定供給確保計画」という。)に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。
- 2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。

(交付の対象)

第4条 機構は、助成事業者に対し、助成事業の実施に必要な費用の一部を助成する。ただし、別紙中

(1) から(4) までに該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

(助成対象費用等)

- 第5条 助成の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、助成事業の実施に必要な費用の うち、別記に定める各区分に応じた助成対象費用(費目・細目)の範囲内で、認定供給確保計画中5
 - (3) において支援措置の対象とする内容に必要な費用として認定されたものとする。なお、助成対象費用に含めることに疑義がある費用については、あらかじめ経済産業省と協議するものとする。
- 2 助成対象費用は、認定供給確保計画の事業期間において発生した費用とし、第7条第2項の規定 に基づく交付決定通知書の交付決定日までに発生した費用は交付決定日の属する会計年度の助成対 象費用とすることができる。
- 3 助成金の額は、助成対象費用の総額に別記に定める各区分に応じた助成率の範囲内で別途経済産業 省が指示するものを乗じた金額以内とする。
- 4 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定(以下「複数年度交付決定」という。)の場合は、機構の会計年度毎に助成金の額の上限(以下「年度限度額」という。)を定める。

(交付の申請)

- 第6条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)に対し、様式第1 による助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を機構が別に定める期日までに提出させる ものとする。
- 2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額(助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法 (昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当 該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合 計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して行わせるものとする。ただし、申請 時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限り でない。

(交付の決定等)

- 第7条 機構は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を 行うものとする。
- 2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、 様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付 の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。
- 4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。
- 5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及

び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

- 第8条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。
 - 一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意を もって助成事業を行うべきこと。
 - 二 助成事業者は、助成事業の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合(費目のIVとの間の流用を除く。)、費目のIからⅢの合計(複数年度交付決定においては、費目のIからⅢの年度限度額の合計)の10分の5を超えて流用するときは、届け出ること。
 - 三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
 - 四 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適当である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。
 - 五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合にはこの限りではない。また、委託又は共同で実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。
 - 六 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約(契約金額が 100万円未満のものを除く。)をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止 措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならないこと。ただし、助成事業の遂行上、 当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適当である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができること。
 - 七 機構は、助成事業者が前号の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならないこと。
 - 八 前二号の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとすること。
 - 九 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日)の属する会計年度の終了後5年間保存しておくべきこと。
 - 十 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、そ

- の指示を受けるべきこと。
- 十一 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の実施の状況に関し、様式第4 による実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。
- 十二 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で機構が指定する期日(第三号の助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日をいう。以下同じ。)までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第5による実績報告書を機構に提出すべきこと。
- 十三 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち会わせるときは、これに応ずべきこと。
- 十四 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき 報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。
- 十五 助成事業者は、機構が助成事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
- 十六 助成事業者は、第18条第1項又は第2項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第17条第1項第九号に基づき助成金の交付の決定を取り消し、その事由が同項第十号に該当する旨が当該取消に係る経済産業省の指示において明示されている場合、又は同項第十号の規定による場合はこの限りではない。
- 十七 助成事業者は、機構が第18条第3項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。
- 十八 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。
- 十九 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後5年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に様式第6による届出書を機構に提出すべきこと。
- 二十 助成事業者は、助成事業で整備されたもの又は得られた成果を発表又は公開する場合において、 特段の理由がある場合を除き、事前に機構に対し別途定める方法により報告することとし、また、 機構の事業で整備されたもの又は得られた成果であることを明示すること。
- 二十一 助成事業者は、助成事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果(以下「取得財産等」という。)のうち、第15条第1項により処分(助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとすることをいう。以下同じ。)を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

- 二十二 助成事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求 に応じ、その収入の一部(消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。)を納付すべきこと。
- 二十三 助成事業者は、助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式第7による助成金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。
- 二十四 助成事業者は、助成事業の完了年度の翌年度以降助成事業に係る認定供給確保計画の継続生産の終了日が属する会計年度の終了日の翌日から起算して61日までに、又は機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、当該助成事業により取得した取得財産等を当該計画の特定重要物資等の安定供給確保のための取組の内容に沿って使用しているかについて、様式第8による事業継続状況報告書を機構に提出すべきこと。
- 二十五 助成事業者は、機構が助成事業年度に実施する助成事業の評価に協力し、かつ、その結果に 基づく機構の判断に従うこと。
- 二十六 助成事業者は、労務費の算定に当たっては機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。
- 二十七 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める施設等整備責任者又は主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第7、様式第9(助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの)、様式第11-1及び様式第11-2を除く。
- 二十八 助成事業者は、助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等 との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとと もに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し 法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。
- 二十九 複数年度交付決定の場合において、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内 容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。
- 三十 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途 定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。
- 三十一 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為(研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下同じ。)を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日制定)に基づき調査を行うこと。
- 三十二 助成事業者は、助成事業を行うに当たっては、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」(平成20年12月3日制定)に基づき不正な使用等(研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為をいう。以下同じ。)の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。
- 三十三 助成事業者は、第7条第2項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- 三十四 助成事業者が、認定供給確保計画に従い安定供給確保を図ろうとする品目(当該品目が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第394

- 号)第1条第6号に掲げる特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラムである場合に限る。)の生産実績がない者である場合は、本助成金に係る機構に対する債務は、当該助成事業者と経済安全保障推進法第9条第1項の認定(同法第10条第1項による変更の認定を含む。)の申請において、代表申請者が認定供給確保計画に基づく事業が実施できなくなった場合に代わりに当該事業を引き継いで実施することができる旨の誓約書等を提出した共同申請者の連帯債務となること。
- 三十五 交付の決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の5の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。
- 三十六 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省に対して提供することに同意すること。
- 三十七 助成事業者は、機構又は経済産業省が、実施状況の報告の要求又は助成事業の適正かつ円滑な実施のために必要な改善等の指導及び助言を行ったときは、実施状況の報告又は当該指導及び助言を踏まえて助成事業を実施すること。
- 2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第7 条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

(申請の取下げ)

第9条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項 第二十三号に基づき取下げの届出があったときは、当該助成金の交付の決定はなかったものとみなし て措置するものとする。

(助成事業の内容の変更)

- 第10条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第9による変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第8条第1項第二号ただし書の場合については、様式第10による変更届出書を提出させるものとする。
 - 一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。
 - 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。
- 2 機構は、前項に規定する変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請書に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を助成事業者に速やかに通知するものとする。
- 3 第7条(第1項を除く。)及び第8条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(助成事業の承継)

第11条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業(助成事業に係る認定供給確保計画の継続生産を含む。以下この条において同じ。)を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者(以下「承継事業者」という。)が当該助成事業を継続して実施し

- ようとするときは、様式第11-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、助成 事業者に様式第11-2による承継申請書をあらかじめ提出させるものとする。
- 3 機構は、前項の承継申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者に様式第 11-1による承継申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の 助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
- 4 機構は、第1項又は前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するとともに 経済産業省に報告するものとする。

(助成金の額の確定)

- 第12条 機構は、助成事業が完了し、助成事業者から様式第5による実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第12による確定通知書によって当該助成事業者に通知するものとする。
- 2 前項の助成金の確定額は、年度限度額と、前項の規定により受理した年度毎の実績報告書の助成対 象費用(費目毎に配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか 低い額)に経済産業省が指示する助成率を乗じて得た額とのいずれか低い額の合計額とする。

(助成金の支払)

- 第13条 機構は、前条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、 助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。
- 2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第 13 による助成金概算払請求書又は様式第 14 による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

(財産の管理等)

- 第14条 助成事業者は、助成事業による取得財産等について、当該助成事業の完了後においても善良な 管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 助成事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を 備えて管理しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、標示票を貼付して管理することが困難な取得財産等については、機構と 協議の上、機構が認めた方法で管理することができる。
- 4 助成事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第15 による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。
- 5 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日以降で機構が指定する期日(助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日。)までに、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日以降で機構が指定する期日までに、様式第16による取得財産等管理明細表を様式第5による実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第15条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和53年通商産業省告示第360号を準用する。
- 3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分 しようとするときは、様式第17による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受 けなければならない。
- 4 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(中止又は廃止の承認)

- 第16条 機構は、助成事業者がその責めに帰さない事由により助成事業の全部若しくは一部を中止し、 又は廃止しようとするときは、その承認を受けさせるものとする。
- 2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第9に準じた中止(廃止)承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請書に係る中止又は廃止がやむを得ないものと認めてこれを承認したときは、様式第18により速やかに当該助成事業者に通知するものとする。
- 3 第12条の規定は、機構が第1項の承認をした場合に準用する。

(交付決定の取消)

- 第17条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第2項、第3項又は第5項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - 一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
 - 二 助成事業者が、第7条第2項、第3項又は第5項の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
 - 三 助成事業者が、第8条の規定により付された条件に違反したとき。
 - 四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。
 - 五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - 六 助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。
 - 七 助成事業に従事した者が、助成事業に関して公的研究費の不正な使用等を行った者として認定されたとき。
 - 八 助成事業者が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反したとき。
 - 九 経済安全保障推進法第10条第3項又は第11条第3項において準用する同法第9条第6項の規定による通知があり、経済産業省から交付決定の取消に係る内容に関して指示があったとき(第12条に規定する助成金の額の確定がなされた後に当該指示があった場合を含む。)。
 - 十 天災地変その他助成金等の交付の決定後に生じた事情の変更により助成事業等の全部又は一部 を継続する必要がなくなったとき。
- 2 前項第一号から第九号に掲げるものについては、第12条の規定に基づく助成金の額の確定があった 後においても適用するものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第 18 に準じた様式により速やかに助成事業者に 通知するとともにその旨を経済産業省に報告するものとする。

(助成金の返還等)

- 第18条 機構は、前条第1項(第九号を除く。)の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 2 機構は、前条第1項第九号の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、請求する返還の額に関する経済産業省からの指示に従い、期限を定めて、その返還を請求するものとする。
- 3 機構は、第12条の規定に基づき額の確定をした場合(第16条第3項において準用する場合を含む。) において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助 成金の返還を請求するものとする。
- 4 機構は、前3項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助 成事業者に通知するものとする。
 - 一 返還すべき助成金の額
 - 二 加算金及び延滞金に関する事項
 - 三 納期日
- 5 機構は、第1項、第2項又は第3項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、必要に応じて 様式第19又は様式第20により報告させるものとする。
- 6 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第4項第三号に規定する納期日までに納付しなかった ときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割 合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

- 第19条 助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、 消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定 した場合には、様式第21により速やかに機構に報告しなければならない。
- 2 機構は、第7条第5項の規定による交付の決定をした場合であって、前項の報告があったときは、 当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 3 前条第4項及び第6項の規定は、前項の返還を請求する場合に準用する。

(加算金の計算)

- 第20条 機構は、助成金が2回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額 に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第21条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 2 前条第2項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

(事業継続状況の報告)

第22条 機構は、助成事業の完了年度の翌年度以降に当該助成事業に係る認定供給確保計画の継続生産が終了するときは、助成事業者に対し、終了の日が属する会計年度の終了日の翌日から起算して61日までに、又は継続生産が終了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の5月31日までに、当該助成事業により取得した取得財産等が当該計画の特定重要物資等の安定供給確保のための取組の内容に沿って使用しているかについて、様式第8による事業継続状況報告書を提出させるものとする。

(経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開)

- 第23条 助成事業者は、経済安全保障推進法第65条第1項に規定する助成事業者の特許出願に係る明細書等(以下「明細書等」という。)に記載された発明について経済安全保障推進法第70条第2項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明(経済安全保障推進法第70条第1項に規定する保全対象発明をいう。以下同じ。)の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。
- 2 助成事業者は、助成事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第66条第1項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第67条第1項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。
- 3 助成事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第66条第1項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。
- 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、機構が助成事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、助成事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 助成事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(外国法人の特例)

- 第25条 助成事業者が外国法人である場合におけるこの規程の解釈及び効力並びに当該助成事業者が 追加で講ずべき手続については、次に掲げるとおりとする。
 - 一 この規程の解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。
 - 二 この規程に定めのある期日はいずれも日本標準時間による。
 - 三 相互の意思の疎通を図るため、助成事業者はこの規程で定める文書、書類、報告書等のうち機構が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、この規程に係る協議、連絡、打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を助成事業者の負担で講ずるものとする。
 - 四 助成事業者は、日本国内にこの規程で定める文書、書類、報告書等の送受及び必要な連絡を行う 権限を有する代理人を置くものとし、代理人又は代理人の住所を変更したときは、速やかに機構に 通知するものとする。

(その他必要な事項)

第26条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附則

この規程は、2023年3月30日から施行する。

附 則 (2024年3月29日2023年度規程第46号)

この規程は、2024年4月1日から実施する。

附 則(2025年3月31日2024年度規程第56号)

この規程は、2025年4月1日から実施する。

附 則 (2025年9月30日2025年度規程第31号)

この規程は、2025年10月1日から実施する。

助成対象費用(費目・細目)及び助成率

区分		助成対象費用(費目・細目)	助成率
認定供給確保事業 (永久磁石に係るもの)	設備投資	I 機械装置等費 1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費 Ⅲ その他経費	永久磁石製造設備に係る設備投資: 1/3 以内 永久磁石リサイクル設備に係る設備投 資:1/2 以内
	技術開発	1. 消耗品費 3. 外注費 4. 諸経費 I 機械装置等費 1. 土木・建築工事費	1/2 以内
		2.機械装置等製作・購入費 3.保守・改造修理費 Ⅱ 労務費 1.研究員費 2.補助員費 Ⅲ その他経費 1.消耗品費 2.旅費 3.外注費	
		4. 諸経費 IV 委託費・共同研究費 1. 委託費・共同研究費	
認定供給確保事業 (工作機械及び産業用ロボット に係るもの)	設備投資	I 機械装置等費 1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費 Ⅲ その他経費 1. 消耗品費 3. 外注費 4. 諸経費	1/3 以内
	研究開発	I 機械装置等費 1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費 Ⅱ 労務費 1. 研究員費 2. 補助員費 Ⅲ その他経費 1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費 Ⅳ 委託費・共同研究費 1. 委託費・共同研究費	1/3 以内 (ボールねじ・リニアガイド・リニアスケール・ミネラルキャストの国内生産能力強化の前段となる研究開発については 1/2 以内)
認定供給確保事業 (航空機の部品に係るもの)	設備投資	I 機械装置等費 1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費 Ⅱ 労務費 1. 研究員費 2. 補助員費 Ⅲ その他経費 1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費	1/3 以内(大型鍛造品・鋳造品・CMC のサプライチェーンの安定供給に資す る設備投資については 1/2 以内)
	認証取 得・研究 開発	I 機械装置等費 1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費 Ⅱ 労務費 1. 研究員費	1/2 以内

	I	0 埃叶昌弗	1
		2. 補助員費	
		Ⅲ その他経費	
		1. 消耗品費	
		2. 旅費	
		3. 外注費	
		4. 諸経費	
		IV 委託費・共同研究費	
	∴n. /# Ln. ∨A+	1. 委託費・共同研究費	
認定供給確保事業	設備投資	I 機械装置等費	1/3 以内(半導体原料に係る取組のう
(半導体に係るもの)		1. 土木・建築工事費	ち、希ガスの生産施設・生産設備の導
		2. 機械装置等製作・購入費	入に資する取組であり、ネオンの製造
		3. 保守・改造修理費	に直接的に寄与する設備投資又は黄リ
		Ⅲ その他経費	ンのリサイクル施設・設備の導入に資
		1. 消耗品費	する取組に関する設備投資(リサイク
		3. 外注費	ル装置に限り、建屋等付帯設備は除
	L L Zhe HH av	4. 諸経費	く。) については 1/2 以内)
	技術開発	I 機械装置等費	1/3 以内
		1. 土木・建築工事費	
		2. 機械装置等製作・購入費	
		3. 保守・改造修理費	
		Ⅲ 労務費	
		1. 研究員費	
		2. 補助員費	
		Ⅲ その他経費	
		1. 消耗品費	
		2. 旅費	
		3. 外注費	
		4. 諸経費	
		IV 委託費・共同研究費	
		1. 委託費・共同研究費	
認定供給確保事業	設備投資	I 機械装置等費	1/3 以内(中小企業*1が行う蓄電池製
(蓄電池に係るもの)		1. 土木・建築工事費	造装置の製造基盤整備に関する設備投
		2. 機械装置等製作・購入費	資については 1/2 以内)
		3. 保守・改造修理費	
		Ⅲ その他経費	※1:中小企業基本法に基づき、資本
		1. 消耗品費	金の額又は出資の総額が3億円以下の
		3. 外注費	会社又は常時使用する従業員の数が
		4. 諸経費	300人以下の会社及び個人。みなし大
	L L Zhe HH av	- UU I ball, my lefe th	企業を除く。
	技術開発	I 機械装置等費	1/2 以内
		1. 土木・建築工事費	
		2. 機械装置等製作・購入費	
		3. 保守・改造修理費	
		Ⅱ 労務費	
		1. 研究員費	
		2. 補助員費	
		Ⅲ その他経費	
		1. 消耗品費	
		2. 旅費	
		3. 外注費	
		4. 諸経費	
		IV 委託費・共同研究費	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	VA III. / 15.2 =	1. 委託費・共同研究費	
認定供給確保事業	次世代に	I 機械装置等費	① 国立研究開発法人等(※1)、大
(クラウドプログラムに係るも	向けた基	1. 土木・建築工事費	学等(※2)、地方独立行政法人、中
တ)	盤クラウ	2.機械装置等製作・購入費	堅・中小企業 (※3):1/2 以内
	ドプログ	3. 保守・改造修理費	② 大企業その他の①以外の法人:
	ラムの開	Ⅱ 労務費	1/3 以内
	発に必要	1. 研究員費	※1:国立研究開発法人及び独立行政
	な生産基	2. 補助員費	法人 ※2.国公立大学、大学共同利用機
	盤の整備	Ⅲ その他経費 1.消耗品費	※2:国公立大学、大学共同利用機 関、私立大学及び高等専門学校
		1. 洞耗品質 2. 旅費	関、私立大字及い局寺専門字校 ※3:常時使用する従業員数(単体)
		2. 旅貨 3. 外注費	※ 3: 吊時使用する従業員数(単体) が 2,000 人以下。みなし大企業を除
		4. 諸経費	< ∘

	基盤クラウドンム ウドンム 大術開発	I 機械装置等費 1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費 Ⅱ 労務費 1. 研究員費 2. 補助員費 Ⅲ その他経費 1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費 Ⅳ 委託費・共同研究費 1. 委託費・共同研究費	1/3 以内
認定供給確保事業 (先端電子部品に係るもの)	設備投資	I 機械装置等費 1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費 Ⅲ その他経費 1. 消耗品費 3. 外注費 4. 諸経費	1/3 以内
	技術開発	I 機械装置等費 1. 土木・建築工事費 2. 機械装置等製作・購入費 3. 保守・改造修理費 Ⅱ 労務費 1. 研究員費 2. 補助員費 Ⅲ その他経費 1. 消耗品費 2. 旅費 3. 外注費 4. 諸経費 Ⅳ 委託費・共同研究費 1. 委託費・共同研究費	1/3 以内

⁽注) 助成対象費用(費目・細目)の内容については次頁(参考資料)のとおり。

費目	細目
I	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等 を行うのに必要な経費。
機械装置等費	2. 機械装置等製作・購入費 助成事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
費	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守(機能の維持管理等)、改造(主として価値を高め、又は耐久性を増す場合 =資本的支出)、修理(主として原状に回復する場合)に必要な経費。
II *	1. 研究員費 助成事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。
労 務 費	2. 補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費(但し、上記1.研究員費に含まれるものを除く)。
	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。②研究者以外の者の、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等収集のための国内、海外調査に要する旅費、滞在費、交通費。
他経費	3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウエア、設計、工場設備管理等の外注に係る経費。
	4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、 通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費。
IV 委 託 費	1. 委託費・共同研究費 助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、 上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。
・共同研究費	2. 学術機関等に対する共同研究費(別に定める金額以内の定額助成) 助成事業のうち、共同研究契約等に基づき申請者以外の学術機関等が行う研究開発に必要な経費。ただ し、機構が別途提示した場合に限り設ける細目。当該経費の算定に当たっては、上記 I からⅢに定める 項目に準じて行う。Ⅳの細目1と2の間の流用はできないものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、基金事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。